

Title	倫敦に於けるハンザのSteelyard
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.4 (1927. 4) ,p.517(73)- 541(97)
JaLC DOI	10.14991/001.19270401-0073
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270401-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裕者の財産を貧困者の直接利用に強制的に充當するものである。彼等に財産を随意に分配するものである。貧乏なる者が吾等の初等學校を利用し得ざるは慈善的色彩あるが爲に非ずして彼等が好みて其子女を家族に於て使役し又は工場へ年期契約を以て送るが爲であると主張してゐる。(完)

(昭和二年三月十七日稿)

倫敦に於けるハンザの Steelyard

野村兼太郎

ハンザを紹介せしめる一文は Reinhold Pauli の Bilder aus Alt-England の一節である。同書は一八六〇年刊行、E. C. Otte の英譯本 Pictures of Old England は翌年出版され、又一八七六年には原著が再版されてゐる。Steelyard に關する最も權威ある書、Lappenberg, Urkundliche Geschichte des hansischen Stahlhofes zu London, (1851) に基つてゐる。著者 Pauli は一八三三年伯林に生れた有名なる歴史家であり、殊に英國史に關する研究多く、その觀察も優れたものであつて、英國史研究者の一讀を要するものが少なくない。J. M. Lappenberg の共著 Geschichte von England (1834-38) を始め König Alfrid und seine Stellung in der Geschichte Englands. (1851. Thomas Wright 及び Benjamin Thorpe の英譯がある) Simon von Montfort (1867, U. M. Goodwin の英譯あり) 等甚だ多い。一八五九年 Bremen で刊行された Der hansische Stahlhof in London を云ふ著作は未だ見ないが、恐らく以下紹介の一文の原作ではないかと思ふ。本譯文は英譯よりの重譯である。唯當時倫敦に於ける獨逸商人の状態を簡單明瞭に知る英國都市史の一資料としてここに敢て紹介する次第である。最後に附した註はすべて譯者のものである。因みに Pauli 教授は一八八二年に死亡してゐる。

始めて Westminster の方から倫敦の繁華な町の方へ Thames 河に沿ふて下つて來る獨逸人は煙や霧の立ちこめた中に數多の橋、澤山の尖塔やドォムに驚かされ、又巨大なる橋梁を河上に横たへてゐる最後の橋に至るまでの間に果てしなく續く多忙なる倉庫に目を時でざるを得まい。このところで互に離れてゐる埠頭の一つを見るとゆくりなく獨逸の港町を想起す。何故ならばこゝでも廣く高

い倉庫が獨逸に於ける多くの同じ建物の特徴を以つて建てられ、單に華かに彩られた綠色の鐵戸で飾られてあるばかりでなく、それ等の面前には二三の綠樹が稀しくも附隨してゐるからである。事實これこそ獨逸人が古くから倫敦市の真中に住んでゐたその場所であり、近頃まで財産を所有してゐたところなのである。即ちこゝに Steelyard の名を以つて知られてゐた獨逸ハンザ同盟商人の商館や市場が存在してゐたのである。英國のやうな排他的な國に於いて如何して獨逸人が早くから又歐羅巴の殆どすべての他の國民に優先して土地や家屋を所有するやうな高度の特權を永い間許容されてゐたかと云ふことを確實に説明するのは容易なことではない。勿論この特別な恩典は一部北獨逸と南英蘭との地理的状況の同一と云ふことに、又一部種族的近似から生ずる消滅し難き印象に歸してもよい。波荒き北海を越えて英國を征服した Angles と Saxons とは又疑もなく兩國間の最初の商業的交渉を開く方便となつた。後に Alfred 大王の子孫が同じ祖先から出た獨逸の Oldo の子孫と同盟するに至り、これ等の關係は益々密接となつて來た。北獨逸の侯家と英國王室との縁組は今日に至るまで續いてゐる。Hengist や Horsa が彼等の紋章として帶ぶる白馬は今なほ Brunswick, Luneburg 及び Kent 州の紋印に見られ、又白馬はその記念として Saxons が彼等の高艫な船を詩的に名附けた海馬のことである。兩國王室の關係が密接であつたこと、及び兩國國民の共通の起源とは特に兩國の國際關係がとつた特種の方に促進する傾向があつた。

Steelyard の歴史からは等の關係の發展に於ける主要なる時期のあるものを例證することは困難なことではない。獨逸の諸都市がかの有名なる同盟を作るずつと以前に、従つて同盟が未だ Russia, Scandinavia, Flanders, Portugal 等に於ける Novgorod, Wisby, Bergen, Antwerp 及び Lisbon 等²⁾商館を設立するずつと前から、Thames 河畔に獨逸商人の一つの團體が存在してゐたに違ひない。Saxon 王 Ethelred 二世(九七八—一〇一六)の法律は獨逸皇帝の支配下にあるこれ等の國民には彼等がその船舶で英國の港に入港する際英國人と同様の權利を保證した。³⁾ その代償としてクリスマスと復活祭とは灰色布二反、褐色布一反、胡椒十封度、男用手袋五對、酢二樽の進物をしなければならなかつた。彼等に金錢が要求されなかつたのは全く商人ギルド又は組合の古い慣習に依つたからである。又その組合員は恐らく冬中は英國に滞在しなければならなかつたと思はれる。この組合に關してその後第十二世紀の後半までは何も聞かぬところない。Plantagenet 家の第一代 Henry 二世は Cologne の人民を彼等が倫敦に所有してゐた家屋及びその中にあつた財産と共に王の特別の保護の下に置いた。他方同時に王は彼等が當時すでに倫敦の市場に齎らしてゐた萊茵酒⁴⁾を佛蘭西酒と同値で販賣することを許容した。續いて次ぎの時期に於いて獨逸皇帝 Henry 六世に依る囚禁から解放された Richard Cœur de Lion が野鳥の籠を離れた如き喜びを以て故國に歸る時、彼は Cologne に一日留まり、寺院の大祭に參列し、同市民に從來彼等が倫敦に於ける彼等の Guildhall のために拂はされてゐた年額英貨二志の賃料を免除し、以つて市民から歡迎され、その感謝を知ることを得た。故に今日なほ倫敦の市の會堂を稱する Guildhall の古索孫の名稱を帶ぶる家屋は獨逸皇帝の臣下、特に Cologne の市民に屬してゐたのである。

然し乍ら間もなく他の獨逸諸都市の者が倫敦に知られ、又一商業同盟を形成するやうになつた。

この時又獨逸帝國はHohenstaufen家とGuelph家との争闘に依つて混亂に陥つた時であつた。英國のHenry二世は娘の一人がHenry獅子王に結婚してゐたのでGuelph家に特に好意を寄せてゐた。一方獨逸の統一を著しく破壊せんとする傾向のあつたこの政略は他方伊太利の諸都市及びそれと共に南部及び北部の獨逸諸都市が急速なる發展に依り殆ど獨立の社會を形成するに至る方便となつた。Hohenstaufen家を廢した最初のGuelphたるOtho四世皇帝の選立はその伯父たるRichard Cœur de Lion並びに英國の貨幣の援助に依ること大であつた。Cologneの市民はOtho及び英國王Johnが佛蘭西の軍隊及びHofenstaufen家の政略に依つてBouvinesに破れた後でさへもなほ續いて柔順であつた。Frederick二世が永い不定の治世の後薨去し、その家族が悲劇的運命に陥つた時、Plantagenet家の一王子、英國王Henry三世の兄弟、Richard of Cornwallは分裂せる帝國の帝位繼承の候補者として、Guelphの政見を代表する者として現れて來た。この時に北獨逸の諸都市は合同を固め、又ハンザ同盟が英國に於いて認められるやうになつたのもHenry三世のお陰であつた。①すでにJohn王がBremenの市民にもCologneの市民に與へられたと同様の權利を明かに許容した。②すにHamburg, Lubeck——間もなくハンザ諸都市の首府となつたもの——の商人、③すにRostock, Wismar, Stralsund, Greifswaldの商人等もこれ等に參加つた。Cologneの市民は北獨逸の彼等の國人が來住して來るのに對し少なからざる嫉妬を感じた。然し彼等の抗議にも拘らず、Henry三世は一二六〇年に特許狀に依つて倫敦に於ける獨逸Guildhall又はAula Teutonorum④と稱せらるゝものに關係ある獨逸商人のすべてに對し同一の權利を賦與した。

この時代に屬するある家の小史は恐らく吾人に英國に於けるこの種の獨逸人に依つて行はれてゐた移住及び生活様式に關してある觀念を與へるに役立つことと思ふ。倫敦の市記録中に第十三世紀の後半に屬する皮紙寫本がある。⑤著者は三人稱を以つて控へ目に自身に就いて述べてゐるが、その祖先に關する小記録を記してゐる。彼の云ふところに従へば、第十一世紀の後半にGrevingeのArnoldと呼ぶCologneの市民がその妻Odeと共に英國に移住した。彼等は子供がなかつたので、最初に上陸すると直ちにCanterburyの大僧正St. Thomas Becket——一一七〇年虐殺された後多くの奇蹟を行なつたと傳へらる。——の墓に、この殉教者の援助に依つて子孫を授けられると信じ、參拜したのであつた。若し男子を賜はれば神への奉仕に捧げ、嘗てThomas Becketが監督してゐたCanterburyの有名な僧院に加入させるつもりであつた。その後Arnoldは倫敦に行き仕事に従事してゐた。月日の立つ中に二人の子供が生れ、男子は祈願を叶へて呉れた聖人への感謝のためにThomasの名附け、娘はJulianaと呼んだ。Thomasは實際には僧侶とはならなかつたが、その代りに十字軍に加り、一二〇三年にFlandersのBaldwin伯に従つてConstantinopleに至つた。到着の際見えなくなり、その後全く便を聞かない。妹のJulianaはBremenの市民Thedmarと呼ぶ同國人と結婚した。彼等は十一人の子の親となり、四人の娘の立派な結婚に十分の用意があつた點から見て繁昌してゐたことが解る。彼等の息子の一人であるArnoldが古い皮紙寫本の著者であり、その内容の主要なる部分は數年前に刊行された。彼は倫敦の歴史中最も困難な時代に活躍した人物であつた。彼は二十六人の市年寄^{アルダマン}の一人であつたが、それにも拘らず忠實にその出身を記憶し、

生涯同國人に對し友情的立場を維持してゐた。同國人も又彼を推舉して彼等自身の Guildhall の年寄及び總裁となした。Henry 三世と諸侯との争に際し、倫敦では明かに民主的黨派が景氣がよかつた間も、彼は厳格な保守的政策を主張し、國王に味方してゐた。その結果として彼は屢々重い罰金を課せられ、又ある場合には一命も危いことがあつた。彼は尊敬され重んぜられ九十歳の高齡を以つて死んだ。彼に依つて書かれたこの書物の中で確かに彼は羅馬の王 Richard に就いて多くのことを述べてゐる。個人的に識つてゐたらしく、又獨逸の諸港に屬する同國人のために多くの特權を王から得たやうである。更に彼は Habsburg の Rudolf 伯が羅馬人の王の位に選舉され、それに依つて解體した帝國は他國民からの尊敬の度合を幾分か回復したが、このことを特別の興味を以つて述べてゐる。以上の Brenen 出身の英國の一年寄の生涯に關する瞥見は勤勉にして儉約なる獨逸人及びその子孫が彼等の英國に於ける家庭で幸福にしてゐた状態を洞察せしめ、又少くとも一家族に關して、それは又全獨逸移住者がよくその例に習つたと思ふ例を吾人に示すものである。即ち Cologne とその他のハンザ同盟の諸都市との間の嫉視が一つの幸福なる結婚に依つて如何に調停されたかを示すものである。

その後萊茵沿岸地方の商人とバルチック海及び北海地方から來る商人とは協同して生活し、彼等の Guildhall に關聯する多くの利益を相共に享有してゐた。蓄財的活動の點に於いて英國人は彼等の敵ではなかつた。又事實富の點に於いても當時今日と同様に金融業の中心地であつたかの Lombard Street に於ける伊太利人の金融業者を除いて是等獨逸人に比敵する者はなかつた。金貨業には不運

であつた是等獨逸人は殆ど獨占的に商業的事業に力を注いだ。彼等は諾威と露西亞との原料品、西班牙と葡萄牙との多くの産物を彼等の船舶で輸入した。彼等の貿易は有力なる Edward 三世の代の始めに一大刺激を受けた。この王が佛蘭西王位を獲得せんとして惹起した永い戦争は又最大なる資源を必要とした。彼は獨逸皇帝 Louis 四世及び Netherlands の王室と密接なる關係があつたので政治的及び商業的聯合に關しても専ら獨逸帝國を考慮に入れた。一三三八年の夏 Edward は萊茵地方を巡回し、暫く Cologne に滞在し、最近出來したその大寺院の内陣を讚美し、莫大な奉納をなした後、Coblenz で義兄弟の獨逸皇帝と商議した。然し一三年の後その國內で徴集しなければならなかつた戦時税が王の權限内の資源を遙かに超過するやうなことが生じた。又英國、フランデース、及び伊太利の金融市場は甚しく不況の状態にあつた。伊太利金融業の中心を形成してゐた Florence の有名なる Bardi 商會も失敗し、その帳簿に依ると英國王は百萬金貨グルデンの債務者となつてゐる。この勘定はハンザ同盟の商人が王を援助して支拂はせた。當時羊毛と皮革とがその生産に最も適してゐた英國に於いて生ずる最も有利なる商品であつたが、嚴密な保護主義に基く王の商業政策に依つて、羊毛は佛蘭西との戦争中 Flanders にのみ輸出を許可さるゝに過ぎなかつた。かゝる状態にあつて、富有な Flanders の諸都市に羊毛を輸送する商人としてハンザ商人以外に適當なものもなかつた。彼等は又織物材料や布帛を Cologne を通じて獨逸の内部に齎らした。かゝる特權を有してゐた代りに、獨逸 Guildhall の組合員は常に新用立金に應ずる態度を示した。Tidemann von Limberg, Reule 兄弟、Clippings 等は當時倫敦に於いて恰も今日の Rothschild 家や Baring 家の如

き大なる名聲を有してゐた。保障の手段として彼等は種々なる開港場の輸出税を支配する権利を有してゐた。又他方 Tidemann von Limberg は數年間 Prince of Wales の領地中のもも含めて Cornwall の價值ある錫山を所有してゐた。Edward の王冠やその皇后の寶石も又立后式に使用する勳章も永い間 Cologne 市へ質入され、今なほ倫敦の Chancery Record 中に保存されてゐる往復文書に依ると質入期間が切れた時はそれ等を請戻し得なかつたと云ふことが解る。然し丁度その時又も Steelyard の組合員が王に貸與を申出て、王冠寶石を質請して獨逸に送り、さらに王に返還した。王は又これ等の富家から二萬磅又は三萬磅を引出すことが出来た。——當時の貨幣は今日の十五倍以上の値打があつた。故に黒太子 (Black Prince) が Grey 及び Poitiers に於いて得た大勝利も獨逸産業及び獨逸資本の援助に依ること少くなかつたと云はなければなるまい。又これ等の大なる貢獻に對して獨逸商人はさらに重要な特權を得んとするやうな氣ぶりも見せなかつたのである。

第十五世紀の初期はハンザ同盟にとつて、又從つて倫敦の Steelyard にとつて極點であつた。間もなくスカンデナヴィアの勢力の勃興及び Netherland に於ける Burgundy 侯の統一は倫敦に於ける獨逸商人の排他利己的商業政策を危険にした。英國に於ける彼等の地位も餘り快いものではなくなつて來た。薔薇戰爭中の困難な時代であつたにも拘らず、英國商人の有能なる階級が漸次に現れて來て、伊太利及び獨逸の手法を模倣して富を獲得して來たからである。かくて今日世界の嘆賞讚美の的となつてゐる英國人の最初の商業的企業精神が現れ始めたのである。外國貿易に従事する商人の多くの組合が Baltic 沿岸、Prussia、Livonia の獨逸都市と通商を求めんとした。然るにハンザ

同盟はその傳統の排他的政策に依り、彼等が露西亞、スカンデナヴィア、英國等に於いて永年享有してゐたものと同じ權利を與へることを拒絶した。そこでそれ等の商業會社の組合員が當時呼ばれた如く冒險的商人團 (Merchant-adventurers) のある者は財産も生命も共に失ふやうな危険さへあつた。又その以後訴訟や報復が生じ、屢々實際的敵愾心となつた。今日のハンザ地方と大英國の船舶關係のみを考へたのでは想像し得ないやうな烈しい海上戦が數年間これ等の競争商人の間に行はれた。ある場合の如き Lübeck 及び Riga に屬する百八艘の船舶が南方の鹽や産物を満載して西班牙からの歸途、英吉利海峡に於いて英國人に依つて拿捕された。この行爲に對する復讐として Lübeck 及び Danzig の沿岸航行の大船舶が大膽にも北海を巡遊して、布帛その他高價な品を積載した英國船を捕獲した。この状態は必然北歐羅巴の貿易に多大の損害を與へた。然しバルチック商人が彼等の大使を通じて二三の政府と平和締結の希望は何の役にも立たなかつた。ハンザ同盟並びにこれと同盟してゐた普魯西の大公は彼等の昔の特權を維持せんと頑固に主張し、英國人は彼等が他國に與へながら他國からは同一の免除を得られなかつたので、獨逸人もすべての他の外國人と同様、英國市場に於いて賣買する羊毛と葡萄酒とに税を拂はなければならぬと要求した。獨逸商人は極力反抗したが、終に一四六九年一萬三千五百二十磅の罰金を拂ふやうに法廷に依つて宣告された。Steelyard の多くの組合員は投獄され、この古い組合も永い間所有してゐた土地と家屋と共にその特權を失ふ危険に迫られた。同時に同盟中にさへ意見の相違を生じた。即ち Cologne 及び西部獨逸の商人と Lübeck 及びバルチック諸都市の商人とは相反してゐた。若し英國議會が最初に平和を求むる者で

なかつたなら、全同盟はもつと早く瓦解したかも知れない。Bremen, Hamburg 及び Danzig からの武装した船舶が Burgundy の Charles the Bold の旗を立て、航行し、英吉利海峡に入り、英國沿岸の二三の場所に上陸した時でさへ、下院は意見の相違を平和的に解決しやうに努力してゐた。一四七四年 Utrecht 條約に依つて平和を結ぶに至つたのは Edward 四世の力が大であつた。王は一度ラシカスター派に依つて國を追はれ、ハンザ商人の援助に依つて歸國することを得たのであつた。この條約に於いてすべての關係せる諸團體は満足し、Steelyard の組合も時勢の許す限り舊來の特權や權利を回復すべき旨が約定された。

人類が新大陸の發見に依り富有になり、教會の改革に依り高尚になつたこの一世紀の間獨逸商人は殆ど彼等の特權を享有してゐた Columbus の亞米利加發見、それに引續いて新大陸南部のこれまで知られなかつた地方が西班牙人及び葡萄牙人に依つて、又北部は英佛人に依つて發見されて、Venice や Genoa の光輝は急激に薄らぎ、北獨逸ハンザ同盟の自負も怪しくなつて來た。歐羅巴北部に於ける優越を獲得する目的で Lübeck を以つて活動の中心となんとする Jürgen Wullenwever の大膽なる計畫は宗教改革以前にさへ教會の改新のために生じた大望と暫く結びつき、再びハンザ同盟の世界的勢力の理想が甦つたが、それはほんの僅な間で終に速に永久に終息した。その間に世界商業及び今まで知られなかつた産物が生活必需品に加へられたので、歐洲國民の企業に異れる途が開かれるに至つた。又地中海、バルチック海及び大西洋沿岸の貿易に従事してゐた貧弱な船舶の代りに、違つた建造及び能力を有する船舶が急速に使用されるやうになつた。ハンザ同盟は當時ま

で殘存し、その船舶も著しく増大したので、最早倫敦橋々下を通過し、昔の如く Steelyard 商館に附屬せる埠頭に投錨することが出來なくなつた。商人達は彼等の古い特權を全く時勢が變つて來たにも拘らず少からず執拗に主張し、しかも獨逸に於いては彼等が永い間一外國で享受してゐたやうな特權を英國人に許さうとはしなかつた。故にたまたま Elizabeth 及び Stede に於いて英國臣民が獨逸皇帝の命に依つて追放されるや、Elizabeth 女王は最早我慢しなかつた。高慢なる西班牙人さへ新舊兩世界の沿岸で恐れをなしてゐた英國海將 Drake 及び Norris は短い間にハンザの商船を六十艘以上も拿捕し、他方又一五九八年一月の勅令に依つて女王は獨逸人組合員を Steelyard から追放した。建物や埠場は Hamburg や Lübeck の政府がハンザ商人の倫敦に於ける特權と同様なものも英國の Merchant Adventurers に認むるに至るまで、暫の間英國海軍省で使用してゐた。その讓歩の時から彼等は舊所有を回復し、一六六六年倫敦の大火が市の大部分を灰燼に歸した時まで、出來る限りこれを利用してゐた。進んで吾人は Steelyard の破壊に就いて述ぶべきであるが、その前にそれを構成してゐた建物及びそこに住居してゐた人々の生活や慣習に就いて出來るだけ述べて見たいと思ふ。

Steelyard として知られてゐた土地は如何なる理由に基くか確實なことは解らないが、兎に角中世期の倫敦に於いて最もよい位置を占めてゐた。比較的近頃まで倫敦に於ける唯一の橋であつた倫敦橋の少し上に當り Exchange 及び St. Paul's から遠からざる所に位し、河畔に於ける便利な埠場から市内へ Thames Street の南側まで延び、西方は吾人に倫敦の古代の河門を想起させる Downgate

Street に、東方は All-Saints Street に及んでゐた。元來の建物は甚だ小さいものであつたが、第十四世紀、第十五世紀の頃に近隣の三四の manor-house やその外の建物を合併した。そこで一つの大建築が造られたが、その堅實なる建築風は中世組合の要求に基いたものであり、Danzic の Arthusshof、Soest の Runeney 及び古い商業集會所に比すべきものであつた。Thames Street を見下す北側は特に多くの階層と三つの圓形の門を以つて厳しく守られ、その門は特徴のある題句が飾られてある鐵板で堅められてゐた。それ等の一つにこの家に入るすべての者に「喜悅、多くのすべてのよき物、平和、休息、及び正直なる快樂」を提供すと、又他の一つには「黄金は優雅なる藝術の父にして、勞苦の子孫なり」と記されてあるが、最後のものには規律を犯すものはすべて罰せらるゝ旨を警告してゐた。獨逸帝國の兩翼を伸張した兩頭の鷲は高い切妻の屋根の上に聳えてゐた。この都市の中央に小さい城塞のやうに立つてゐる構内は鞏固な壁を以つて圍らされ、又事實屢々その住民を保護したのであつた。ある時には河畔に住む争鬪好きな粗暴な人達は彼等の了解出来ない言語を使用し、彼等の目には異様に映ずる服装や様子を、しかも彼等の嫉視を買ふやうな特權を有するこれ等の外國人を襲撃したのであつた。又勞働階級及び浮浪の徒の民衆的蜂起が一三八一年殘酷なる怪傑 Wat Tyler の下に生じ、何人も位階や富を有する者はその生命が危かつた時、ハンザ商人を擁護したものはこの城壁であつた。他方さう云ふものゝない他の外國人、殊に多くフランダース人は一緒に殺害された。^⑥

これ等の城壁に依つて城塞風に圍まれた建物は種々なる種類のものであつた。他のものより一際目立つて高く立つてゐたのが大ホールであつた。總會の會議室に使用され、又商人に依つて昔から續けられてゐた屢々繰返される祭の儀式に使用されてゐた。高い爐額や精巧に彫刻された蛇腹は組合の銀や錫の器で飾られ、又これ等の磨き輝いた器の中には今日ハンザの Guildhalls に於いて見るやうな多くの異國の骨董や珍しい裝飾品があつたことも疑ひない。然し乍ら特に價值あるものと見るべき二つの繪畫があつた。それは同じ獨逸人である有名なる Hans Holbein が故國に於いてすでに有名であつた藝術を彼等の新しい家に齎さんとして描いたものであつたからである。これ等の二つの繪畫は垂飾であつて、寓意的様式の下に富の勝利と貧の勝利とを現はしたのであつた。ホールの方に一つの塔が立つてゐて、それは組合の位階證文や最も貴重な寶石や藝術品を貯藏して置く寶藏であつた。他の側には廣大なる石の炊事場があり、週日及び祭日の晚餐に豊富な御馳走を供した。ホールと西方の城壁との間には庭園があつて、そこには故國の習慣に従つて獨逸が葡萄や良い果樹を植えてゐた。夏の夕一日の仕事の後彼等はこゝで休息するを常とし、又彼等の中の若い者は球投げやその他の娯樂をして楽しんだ。組合所屬の倉庫や販賣所や事務用の場所は河の方に向つて長い列をなしてゐて、遙かに多い地面を占領してゐた。こゝに獨逸ハンザ同盟の個々の商館は彼等の勘定所を有し、又こゝに彼等の商品を規則よく割當てられた區劃内へ貯藏したのであつた。これ等の次ぎに廣大な埠場があり、その上に高い起重機があり、その足下まで大潮には Thames 河の水が達し、その時船舶は便利よく荷揚げをすることが出來た。未だ人々が亞米利加の産物を夢想だにしなかつた頃、實にこゝは日常必需品のすべての主なる物の輸出入をなす大市場の一つであつ

た。

諾威、露西亞、波蘭及び普魯西に於けるチュートン族の諸侯の領域から鐵、木材、大麻、脂、蠟、毛皮等が輸入され、他方バルチック海自體も多量の魚類を供給した。特に當時他の海洋では發見されなかつた鱈 (herring)、特別の御馳走と考へられてゐた「てふぞめ」(sturgeon)、英國の軍隊が服役中食用とするを常としてゐた多量の鹽鱈等が供給されてゐた。又ある時にはこれ等の商品の中に生き物があつた。例へば諾威又は Livonia から來る優良なる鷹の如きで、當時甚だしく狩獵に耽つてゐた英國の貴族は高い價を拂つた。萊茵河から來た船舶は多量の良い葡萄酒を齎らし、フランダースの船舶は織物及び各種のリンネルの大荷を運んで來た。西班牙及び葡萄牙等との交易は南部歐羅巴諸國との關係を生じ、それ等の國が東洋との貿易に従事してゐたので、又種々なる贅澤品、例へば無花果、棗椰子、巴旦杏と肉桂、染料、良好な香料、醫藥、金屬類、沙金及び寶石等を輸入する媒介となつた。然し乍らハンザ商人はこれ等の多くを英國の顧客だけで處分し切れなかつたので、彼等はそれ等を Hamburg 及び Lübeck に齎らし、そこから Bergen 及び Riga に輸出した。彼等は英國人からは家畜や農産物 例へば羊毛、皮革、穀物、麥酒、チーズの類を購入了。事實當時に世に知られてゐた商業交易のすべての品物は手を経て、速かに倫敦の Steelyard で賣買された。吾人が看過すべからざる建物の一つ Steelyard にあつた。それは北側にあつて、當時の如く今日でも未だ倫敦の主要道路の一つである Thames Street に面する正面の一部を形成してゐた。こゝに第十五世紀頃から存してゐた窖があつて、そこで外國人が茵萊葡萄酒を購入し、牛の舌、鮭、腌鱈

(caviar) を燻らせてゐたらしい。

バルチック海や北海の繁榮せる商人がこゝで酒盃を揚げて約定したばかりでなく、當時 James 一世の頃、未だ流行社會が倫敦の西端に移らず、又多くの貴族の家庭が市中に住居してゐた頃であつたので、この家は Shakespeare の肥大漢 Falstaff と氣輕の皇子 Henry 三が大いに痛飲した附近の酒場と同様な名聲を博してゐたのであつた。Steelyard の良品を愛好する商人ばかりでなく、僧正や貴族、大法官 (Lord Chancellor) をへも、又有名な樞密顧問官 (Privy councillor) の多くも、これ等の窖を輕蔑せず訪ねて來て、又外國人の珍味を賞翫した。Elizabeth 女王及びその以後の時代に書かれた喜劇中に屢々現れるかう云ふ事實はこの當時の社會生活に關する好箇の材料である。Pierce Pennelisse の著者は曰く「やあ Stilliard に行つて、萊茵酒を飲もうぢやないか」と、又 Webster の脚本の一つには次ぎのやうな文句がある。「今日の午後 Stilliard の萊茵酒場であれに會ふために君を誘ひに來たのだ。そつと出かけて和蘭パンとてふぞめとをやらぬか」(10) 不思議にも今でも古い獨逸の都會の狭い道で屢々見受ける酒場によく似た大きな酒場が金の葡萄の房をのせ、Steelyard の記をつけて、同じ場所に存してゐる。即ちこの所で種々様々の變遷を経た後も、六百年前 Henry 二世が Cologne の者に彼等の商館内で萊茵酒販賣の權利を認可して以來、同じ名稱、同じ商賣が持續されてゐたことを知る。

すでに述べたる如く獨逸商人の傾向は甚だ物質的ではあつたが、然し他のよいことに關する趣味を全然缺如してゐたわけではない。富は藝術に對する趣味、又その教養に於ける滿悦を生ずるもの

であると云ふ標語を宣言してゐた。又事實彼等はその同胞の貧しい藝術家に彼等のホルを繪畫や彫刻で裝飾する機會を興へてゐた。然しなほそれよりも高い又熱烈な感情が基督教信仰の宗教的尊崇を生じてゐた。この基督教尊崇は獨逸帝國及びハンザ都市の純粹質樸な市民に依つて常に熱心に把持されてゐたのである。水夫の危険の多い職業、商人の投機に従事する不安と危険。かう云ふ事實は特に宗教改革以前に於いては一層謙讓な又單純な信心を強めたのであつた。その現れとも見るべきものは教會のお勤めに喜んで參加したこと、あらゆる種類の慈善制度を設立すること等である。不思議なことに Steelyard 特有の御堂を倫敦では殆ど發見し得ないことである。恐らく組合は近くの All-Saints に合同してゐたものらしい。この教區の教會は早くから他の稱號以外に一名船乗の教會 (Seamen's Church) と呼ばれてゐる。この教會が獨逸人に依つて建設されたと云ふ傳説は確實とは云へないが、彼等がこれと大いに關係あつたことは疑ひ得ない。彼等は恐らく特別の祭壇を維持し、特別の祭禮に使用した長い蠟燭を奉納し、又ある聖日には彌撒の祈禱文を讀ませた。宗教改革さへもこの關係を失はしめなかつた。このことはごく初期に於いて獨逸人は彼等と一緒に住んでゐた英國人と同一の風習を有してゐた一つの明白な證據を供するものである。然し獨逸人は因循でなくば少くとも注意深く新しい清い教義を採用し、容易に新教徒とはならなかつたやうである。何故ならば一五二六年熱心なる舊教徒であつた有名な Chancellor, Sir Thomas More を頭とする委員會が Steelyard の家宅搜索を行ひ Luther の著書を求めたが、組合に於いて發見し得たものは新及び舊約全書、福音書及び獨逸語の祈禱書に過ぎなかつた。又他方老若を問はず全部 St. Paul's

Cross に於いて彼等の中に一人も異端者なき旨を潔白な良心を以つて誓言することが出来た。その後間もなく宗教改革が英國に於いて確立され、ハンザ同盟に屬する大部分の都市でも同様であつた。そこでこの時から後 Steelyard の仲間が英國新教徒の All Saints Church に於ける祈禱に出席してゐた。そこでは彼等は昔からの座席を永い間占有してゐて、倫敦の大火後も教會が再建されると再びそれ等を占有してゐた。獨逸皇室の二頭鷲が中央にある美術的な光輝ある飾窓硝子は組合の寄納したものであつた。大火の後彼等は主要通廊と内陣とを仕切る美しく彫刻された樫の壁を寄附したが、今なほこれを見る者はすべて賞讃するところのものである。これは Hamburg のある木彫家の手になつたもので、無数の螺旋狀の圓柱、壁柱、及びアーチを現はしてゐる。祭壇に至る戸の上には鷲の紋章があるが、その上に高く英國王室の紋章が附いてゐる。倫敦に於ける獨逸人の宗教的傾向はすでに著しく違つた方向に進みつゝ、あつたにも拘らず、一七四七年の後に至るまでこれ等の座席は Steelyard の長及びこの組合の他の代表者達の所有するところとなつてゐた。

以上は建物に關してであるが、次ぎに残つてゐる興味ありと思はるゝものはハンザ商人の詳細な生活に就いてである。一國家内に於けるこの小國家は自然その構造に於いてその時代の形式及び支配する政府の状態と一致してゐた。組合の實際の仲間とその長とはその團體の利益を論議し決定する總會に於いて全然平等の票決權を持つてゐた。彼等は毎年彼等自身の團體から一人の年寄(アルグメン)を選出する。その年寄は二人の助手と九人の組合員からなる評議會と共に組合の事務を監理した。これ等の選舉に際し違つたハンザ都市の代表者がすべて代り番に委員會に出るやうに注意した。かう云ふ形

式の政府に依つてこの小天地の事務は自國語で決定され、又適當にして合法的な方法でその事務の監理を行ふやうな手段が採られた。この所に於ける規則は本質上殆ど修道院的であつた。何故ならば Steelyard に住むすべての親方は彼等の徒弟、時には管理人 (baillifs) さへも未婚者たることを必要としたからである。秩序と靜肅とは最も嚴格なる規定に依つて維持されてゐた。毆打その他の肉體的犯罪は重い罰金に處せられたが、酩酊、賭博、及び不道德的行爲には過酷な刑罰を課せられた。夜九時に門は閉鎖され、翌朝まで何人のためと云へども開かれなかつた。親方は盡く彼等の室に完全な一具の兵具、冑、鎧、その他の武器を間に合ふやうに所有して置く義務があつた。これ等の規則は優遇の特權を享けてゐる國に於いて商人達が支持する法律關係を嚴重に維持せしむることを目的とした。争鬪を最初に誘發してはならないと云ふ必要が最も嚴重な規則を必要とした所以であつた。英國人とのすべての争論及び民事に關しては倫敦の年寄の一人又は市長自身を調停者として選ぶ習慣であつた。刑事上の事件に際しては今日でも同じ場合に於けると等しく英國人と獨逸人と半々に陪審官を形成した。組合が倫敦市又廣く英國政府に對して負ふところの義務は古來の慣習に依つて定められ、又入念に看視されてゐた。例へば前述の武器を常に用意して置くべき規則は單なる無用の用心ではなく、獨逸人が倫敦市の防禦に従事する義務があつたのである。又永い間存してゐた規定に依つて彼等は倫敦の北の入口である Bishopsgate に於ける夜番を供することになつてゐて、若し事情が必要とした場合にはこれを防禦し又修理した。⁶⁰ 古い Bishopsgate は獨逸建築家の造るところであり、祝禱をしてゐる一僧正の右側には Alfred 王、左側にはその義子 Ethelred, Earl

to Mercia を置ける像は吾人をして索孫時代を想起せしむる。新教徒の時代となり、倫敦市が最早外敵に依つて惱まされる怖れがなくなつた時でさへ、ハンザの商人は忠實にこの古い義務を果たしてゐた。

次第に時が立つに従つて獨逸人の支拂ふ關稅や租稅が小額であつたと云ふ特權から彼等に依つてなされる任意的負擔は一層重要なものとなつて來た。即ち貨幣及び高價の品物の贈呈が行はれてゐた。例へば市長は毎年元旦に新しい手袋で包んだ十五金貨 nobles を彼等から受取つた。このことは索孫時代に行はれた同様の進物を敢て想起せしむる。市長が特に獨逸人に人望があつた時には良いてふざめを一樽、鯡を數噸、又は波蘭の蜜蠟百十二封度を附加した。組合が高等辯護士 (serjeant-at-law) 中から選んだ法律顧問も又一定の料金以外に同様の贈與を受けた。Elizabeth 女王時代の會計簿に依ると、市の當局及び國務大臣にへも幾何かの贈呈をなすのが當然のことであつたことを知る。遞信、海軍、大藏及び外務の諸役人はすべて彼等の新年の贈物を受けてゐた。稅關長には恐らく彼等の稅を輕減及び寛大にして貰ふためであらうが、約二十磅贈つてゐたが、このことは屢々微妙な性質のものであつた。その外御馳走とか葡萄酒とか手袋と云ふやうな僅かな贈物でも少なからざる額に達し、殊にその贈物の内には相手の感情を顧慮して常に幾何かの貨幣が包まれてゐたのである。

かくの如き手段に依つて甚だ親密な状態を維持してゐた始終英國人は獨逸ハンザの商人を partners、rings と呼び習はしてゐたが、⁶¹ 彼等はすべての公の席上の市民仲間と見做されてゐたし、又従つて

Steelyard の正しい組合員は倫敦市が今日までも最も奇妙な美觀を以て行ひつゞけてゐる華美な大祭には參加を怠らなかつた。若い王 Henry 六世が巴里で佛蘭西王となり、一四三二年二月還幸され、市長が馬上の執行官及び年寄を従へ、詩人 Lydgate がその詩に唱つてゐるやうに、緋衣及び貂の毛皮を纏つてこれを途に迎へた時、Eastlings は市の役人の直後に駿馬に乗り、彼等の監理者や親方を先頭としてこれに續いた。

その年のある日彼等は彼等自身の祭典を行なつた。St. Barbara の日、即ち十二月四日には彼等は先づ All Saints 教會の勤めに出席した後、彼等自身の尊嚴な年祭を大ホールで舉行した。その際富有なギルドの立派な盆は一層輝き、華な又高價な絨繡や帷で四壁は美はしかつた。親方達は他の者よりも一段高いテーブルに座を占め、又彼等の徒弟は幾分低い所に永いテーブルに席を取つた。これ等の場合如何な珍物が饗應されたとしても、彼等の大好物たる鱈の皿はこれを缺かさなかつた。All Saints 教會の牧師、Star Chamber の王廷の門衛は他の賓客に先立つて毎年招待された。

然しこれ以上組合の生活及び慣習に就いて述べる必要はないであらう。要するにその當時の事情に調和する範圍内で、幸福と利益とを伴なつてゐたのである。そこで以下如何にして古い Steelyard が終りを告げたかに就いてのみ述べようと思ふ。すでに述べたる如くハンザ同盟及びその商館は英國に於いて第十六世紀の頃まで残存してゐた。この組織の運命が實質的に打撃を受けたのは一六六六年九月に起つた倫敦の大火であつた。その時 Steelyard は市の繁榮してゐた部分と共に灰燼に歸した。

英國政府は組合の特權を更新することを躊躇したので、組合員は再び彼等の古い特權を執拗に主張した。訴訟の後彼等の昔の特許狀の確證を再び Charles 二世から事實獲得した。その時建てられた新しい建物は堅牢な城壁、重々しい城門、及び廣大なるホールを有する古い建築よりは遙かに見せかけの少ないものであつた。即ち Steelyard 組合長のために一つの住宅が建てられた。あつて、明地の他の部分は Thames 河の兩岸に今日見られるやうな多くの倉庫等の建物と大差なき倉庫及び埠場にあてられた。組合は事實に於いて唯過去の歴史上のものとなつた。Cronwell が重要な海上政策を施行して以來、英國に於ける大陸商人の地位は全く變つてしまつたから、最早外國の事務所を必要としなくなつた。故に Steelyard 仲間も倫敦に於いて彼等の昔の大きな邸の一小部分より必要でなくなつた。従つて彼等は倫敦の商人に倉庫のため區分して土地等を貸與した。地價及びそれから生ずる賃料の額は建造物を維持するに必要な費用より多かつたけれども、かつて隆盛だつたハンザ同盟の後繼者たる Lübeck, Hamburg, Bremen 等の自由都市にとつてこの財産は時に厄介物となつた。終にこれ等の都市の當局者達が永い商議の後、又 Steelyard の歴史的及び法律的組織をも十分調査した後、一八五三年に七萬二千五百磅で英國企業家のある會社に賣却した。

Steelyard の仲間によつて倫敦に於ける獨逸人——現在は約五萬以上——が獲得してゐた評價し難い幸福が存するが、それは、彼等國人のために多年續かんことを希望する。大火の後 Steelyard が再建されるや、その監督と親方とは國王 Charles 二世に彼等のために市の小さい教會の一つを與へられんことを請願し、この請願の結果として Steelyard の直ぐ近くにあつた Trinity Church と呼

ばれた一小教會が一六七三年に王の特許狀に依つて彼等に指定された。大火に依つて本質的に打撃を受けた建物を再造した後、こゝで彼等の言葉で新教徒の儀式が擧げられた。この教會は Green Court Chapel を除いて倫敦に於ける他の三つ又は四つの獨逸新教々會の母となつたものである。獨逸商人は確かに最早昔の如く Steelyard 内には住居しなくなつたし、又その國人に依つて所有されてゐた例外的特權も享有しなくなつた。然し Steelyard 團體の特權の代りに、彼等は英國人と全く同一の立脚地に立つてゐた。中世期に於ける獨占を制限とはすでに過去のものとなり、再び歸つて來ない。そしてその代りに外國人に對しても生來の英國人に對しても同様に開かれた自由な束縛なき競争が起つて來た。

(註一) Steelyard の語は中世低獨逸語の Stahof を譯したものである。Stal は見本、型の意。Hof は中庭 courtyard の意。當時の綴は極めて多岐に亘つてゐる。重なるものは本文中にある Silliard, Silliyard 以外にも Sileyard, Silyard, Silliyart, Seleyard 等がある。然し語源に就いては未だ明かでない。

(註二) Herist Horsa 共に Jutes の王子である。その物語は大部分神秘的で明瞭でない。Horsa は horse 即ち古サキソン人の聖獸の意。又 Hengist も又馬或ひは馬小屋の意を有す。Hengist は Kent 王國の祖である。

(註三) Ancient Laws and Institutes of England. ed. by B. Thorpe, vol. I. p. 30.

(註四) ".....the Steleyard(as they terme it) a place for marchants of Almaine, that used to bring hither, as well Wheat, Rie, and other graine, as Cables, Ropes, Masts, Pitch, Tar, Flaxe, Hempt, linnin cloth, Wainscots, Waxe, Steele, and other profitable Marchandizes: unto these Marchants: in the yeare 1250. Henry the third, at the request of his brother Richard earle of Cornewell, king of Almaine, granted that all and singular the marchants, having a house in the Citie of

London, commonly called Gilda Aula Theutonicoform, should be maintained and vpholden through the whole Realme, by all such freedoms, and free vsages or liberties, as by the king and his noble progenitors time they had and inioyed, &c." (John Stow's A Survey of London, ed. by Kingsford, vol. I. p. 232) 本文の二二二〇年とは一年の相差があるが恐らく同一事を指すものと見らる。

(註五) Steelyard の Teutonic Guildhall の名稱は初期に於ては區別をなしたもののやむを得ない。 (Macpherson, Annals of Commerce, vol. I. p. 691. Ripson, The Economic History of England, p. 467) 然し間もなく混淆されたものらしく、前掲註四に引用した Stow 又は Stowe の一節に依つても明かであらう。同書は一五九八年の著であるが、Steelyard の名稱の一般に行はれ出したのは一三八二年頃である。(Kingsford, op. cit. vol. II. p. 319) 蓋し Cologne の商人は本文所載の如く極めて早くから英國に來つてゐたが、ハンザ同盟がそれより後に組織され、他の獨逸諸都市の商人も來たり、これ等の商人の Guild Hall を Teutonic Guildhall を呼んでゐたので、必ずしも後の Steelyard の所在地を同一場所ではなかつたらしい。即ちその場所を占有したのは二二二〇年頃で、實際の所有に移つたのは一四七五年即ち Utrecht 條約の後であつたこと云はれる。然し、この點は未だ一考する餘地があるであらう。(Kingsford, ibid) 従つて二つの名稱が何時か混淆して用ひられるやうになつたのであらう。(本誌第二十卷第十二號所載拙稿「Liber Albus に現れたる倫敦の經濟生活」一〇九頁參照)

(註六) 一五〇二年頃に印刷されたもので「Arnold's Chronicle」又時には「The Customs of London」を呼ばれ、現在傳はるもの極めて稀である。然し極めて重要なものと思はれなう。(H. J. Riley 編纂の「Memorials of London and London Life」參照)

(註七) Richard 三世のこの種の政策は本文記載の如く財源の必要に基くものであるが、これに對して倫敦の市民は常に不平であつたことは云ふまでもない。一三六七年の外國人の小賣販賣を禁止した如きも彼等の不平に對する緩和策であらう。然しこの時代は未だ外國人を優遇した。然し「In the yeare 1551. and the 5th of Edward the sixth, through complaint of the English Marchants, the libertie of the Silliard Marchants was seised into the kings hands, and so it resteth. (Stow, op. cit.

vol. I, p. 234) Merchant Adventurers の争に關しては他の機會に譲る。

(註八) ハンズ商人が城壁を必要としたのは Wat Tyler のやうな倫敦全體が騒動した時ばかりでなく、一般にハンズ商人の特權を羨む者が少なからず、それ等に對して擁護を求め、ハンズを攻撃せしめた。ハンズは明かじめる、例へば一四九三年の暴徒の如きは之をいひ及ぶ。"The king (Henry VII.) to revenge himself on the Flemings for countenancing Perkin Warbeck, had forbidden trading to Flanders. The merchants were greatly displeased, and particularly as the Esterlings of the Steel-yard still retained their liberty of importing cloth, as before. By reason hereof, says the historian, 'the maisters beyng destitute of sale and traffique, neyther retyred so many couenant servants and apprentices as they were before accustomed, and in especial, mercers, haberdashers, and clothworkers, nor yet gave to their seruantes so great stipend and salarie as before that restraynt they used to do. For this cause the sayde seruantes entending to work their malice on the Easterlyngs, the Tuesday before St. Edwardes day, came to the Stillard, in London, and began to rife and spoyle such Chambers and Warehouses as they could get into; so that the Easterlynges had much ado to withstand and repulse them out of their gates. And when their gates were shut and made fast, the multitude rushed and beate at the gates with clubbes and leavers to have entred, but the Easterlynges, by the helpe of Carpenters and Smythes, which came to their ayde by water, out of the Borougge of Southwarke, had so strongly shored and fortified themselves, that they could not prevail.'" (W. Herbert, History of the twelve Livery Companies of London, vol. I, p. 406. note)

(註九) Thomas Nash 及び Nashe (1567-631) の著書 Pierce Penniless, His Supplication to the Devil. 譯者 〆〆〆〆〆 "Men, when they are idle, and know not to do, saith one, let us - - -"

(註一〇) Webster, John (1580-1625), Westward Ho! Act II. sc. 1.

(註一一) ハンズ各社中の東部の諸社に對しては、"Cologne, Geldern, and the towns on the other side of the Rhine composed one; the communities of Westphalia, of Berg, and in general of the Netherlands, and of the Lower Rhine, and the Saxa and the Wends, composed the second; and lastly the Prussian, Lithuanian, and Scandinavian towns, composed the third." (W. Herbert, op. cit. p. 14)

(註一二) ハンズ Bishopsgate に於ける業務のみを記してゐる。多少の特權をもつた。即ち一三〇五年 Edward 一世の告示の規程に (Letter Book, C) "On Tuesday next after the Feast of St. Michael(29 September), in the 3rd year of the reign of King Edward, it was awarded and agreed that the Almaines (Germans) belonging to the Hanse of the merchants of Almaine shall be free from paying two shillings on going in or out of the Gate of Bishopsgate with their goods; seeing that they are charged with the safe-keeping and repair of the gate aforesaid. And they paid 2 S. 6 d. for the enrolment. (Memorials of London Life, p. 57) 又 Bishopsgate 修復に關する契約は Riley 編纂 Liber Albus, vol. I. pp. 485-8. に "Compositio inter Civis Londoniarum et Mercatores Hanse Almannia, de Porta de Byshopsgate" として記載されてゐる。

(註一三) Easterling は Anglo-French 及び Anglo-Latin の Sterling から来たといふ。始めは sterling penny 又は pennyweight の意味で、第十三世紀頃に使用されてゐたらしい。然るに第十六世紀頃から esterling をしてハンズ商人に依つて鑄造された貨幣を呼んでゐたが、轉じて獨逸商人その者をも Esterling, Esterling を轉稱するやうになつた。

(註一四) John Lydgate 一三七〇年に生れ、一四四六年に死す。
(註一五) 主として航海條令その他の政策を指す。但しすでに本文に於いても一言してゐるやうに、英國人が國民としての自覺を生じ、一國としての獨立を欲する氣運は到底ハンズ商人の如き排他的獨占的、外國人團體の存在を許容しなくなつたのは當然である。(拙著「近世商業史」二三頁以下参照)。

(註一六) 鐵道會社である。今日の Cannon Street Station はその後なりと云ふ。
(註一七) ハンズ商人の全體の研究は勿論、倫敦に於ける Steelyard の經濟的活動に就つても詳論する價值は多々あるが、こゝでは暫く Paul の概論的記述を紹介するに止めて置く。
(昭和二年三月十七日稿)

中世英國の政治詩歌

檣 智 雄

曾て第十三世紀の英國政治思想に就て述べたる時(三田學會雜誌第二十卷第二號)、「ルウキスの歌」(The Song of Lewes [Carmen de Bello Lewensi] edited with introduction and notes by C. L. Kingsford. Oxford, 1890)を引用して一國に於ける王の地位及び其職分に關する思想を観察した。此歌の作者は其歌の内容より明に Simon de Montfort と親密の間柄であり、又作者自身がルウキスの戦(一二六四)にも参加して居た(Ibid. introduction. xix)。歌の思想は同世紀の法律學者なる Bracton の王權制限の説に全く同意して居る。然し此學説は中世を通ずる學説であつて、此歌の主張する處より此思想は當時の Oxford に於て一般的に教へられて居たと云ふ事が推測出来る(Ibid. Appendix 1)。王の當然なすべき職務及び其義務、之に違背せる時の臣民の抵抗權、從て王に對する Simon de Montfort の戦の正當なる事等は第十三世紀後半の一般的思想であつたと云ひ得る。ルウキスの歌は斯る思想を最も適確に表明したものであるが、斯くの如く中世に顯著なる思想の表明にあらずとも、詩歌に政治的不滿を諷し、又は社會に對する不平を漏すものが中世後半を通じて可なりの數に上つて居る。以下に其主なるものを列擧し、尙ほ社會的不平を歌ふものに就て少しく説明を加へて見やう。此目的の爲に參照しつゝある歌集は The Political Songs of England, from the

Reign of John to that of Edward II. edited and translated by Thomas Wright. London, 1839. 及び Political Poems and Songs relating to English History, composed during the Period from the Accession of Edw. III to that of Ric. III. 2 vols. edited by Thomas Wright. London, 1859. である。

王に對して不平を述ぶるものが數多い。John 王の治世(一一九九—一二一六)の Sirvente on King John は次の如き言葉を以て始め

I will make a stinging sirvente,
which I will send yonder for a present,
to King John, to make him ashamed.

續つて王の無能を責めて居る。又 Henry III の時代(一二一六—一二七二)の Sirvente against King Henry が二あつて其一二下の如き句がある。

The English King, I pray him to hear it,
for he causes to fall
his little glory by too much timidity,
for it does not please him to defend his own people,
and thus he is so cowardly and so vile,
that he seems to be asleep,.....

以て王の地位に關する觀念の一般を知るべきである。「ルウキスの歌」は既に述べたる如くであるが、之を類似の題目即ちシモン・ド・モントフォルトの反抗に關するもの Song upon the Divisions